

第64回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明（平成21年3月24日）

資料No.2

項目	解釈・説明	備考、補足								
5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準 監督及び選手の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、下記のとおりとする。	<ul style="list-style-type: none"> 次の者についても、原則として監督及び選手と同様、左記の条件(5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準)を満たしているものとする。 ボクシングのセカンド、自転車のメカニシャン、馬術のホースマネージャー、高等学校野球の責任教師 									
(1) 参加資格										
ア 日本国籍を有するものであることとするが、監督及び選手のうち次の者については、日本国籍を有しない者であっても、成年又は少年の種別に参加することができる。										
(ア) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者〔以下「特別永住者」〕を含む)については、日本国籍を有するものと同様に扱う。① 国民体育大会における、永住者(特別永住者を含む)以外の外国籍競技者の「在留資格」の考え方は、下記の通りとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>在留資格</th><th>考え方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家族滞在</td><td>中学3年生</td></tr> <tr> <td>就学生</td><td>高等学校等に在籍する少年種別の年齢域に該当する者</td></tr> <tr> <td>留学生</td><td>大学等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者</td></tr> </tbody> </table>	在留資格	考え方	家族滞在	中学3年生	就学生	高等学校等に在籍する少年種別の年齢域に該当する者	留学生	大学等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者	<p>① 永住者(特別永住者含む)については、一部競技に設けられている外国籍競技者に対する参加制限に抵触しない等、国体に参加するにあたり日本国籍を有する者と同様の取り扱いとなることを指す。</p>
在留資格	考え方									
家族滞在	中学3年生									
就学生	高等学校等に在籍する少年種別の年齢域に該当する者									
留学生	大学等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者									
(イ) 学校教育法第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒ただし、	<ul style="list-style-type: none"> ここで言う「学校教育法第1条に規定する学校(以下「第1条校」)」とは、中学校、高等学校、中等教育学校、大学(大学院を除く)、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校を指す。 <p>以下、第1条校については同じ解釈を適用する。</p>									
a 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、就学生及び家族滞在(中学3年生)については、大会実施要項が定める参加申込締切時に1年以上在籍していること。	<ul style="list-style-type: none"> 在留資格のうち、就学生及び家族滞在(中学3年生)については、大会実施要項(都道府県大会を含む)が定める参加申込締切時の1年以上前から継続して第1条校に在籍していなければならぬ。 									
b 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、留学生については、参加できない。	<ul style="list-style-type: none"> 成年種別年齢域に該当し、大学等に在籍する者については、在留資格が永住者(特別永住者を含む)以外の者は、国体に参加できない。② 	<p>② 平成3年4月1日以前に生まれた高等学校等への在籍者(平成21年の4月1日現在、18歳以上の者)は、大学に在籍する「留学生」の取り扱いに準じ、参加することはできない。</p>								
(ウ) 参加しようとする当該年以前に前号(イ)の規定に該当していた者。	<ul style="list-style-type: none"> (ウ)は、前号(イ)の規定を前提として適用するものとする。 過去に第1条校に1年以上在籍していた者は少年又は成年種別に参加することができるが、過去の在留資格が「留学生」のみの場合は参加できない。③ 第1条校に在籍したことがあっても、平成3年4月1日以前に生まれた者で、現在専修学校(専門学校)に在学している者のうち、出入国管理及び難民認定法の在留資格が「永住者(特別永住者含む)」以外の者は、国体に参加できない。 	<p>③ ただし、第59回大会(平成16年)以前に第1条校に在籍していた者については、在籍実績が1年以上なくとも参加できる。(過去の在留資格が「留学生」のみの場合を除く)</p>								

Q.1 (1) 参加資格一アーテーブルに「永住者(特別永住者を含む)」が記載されていますが、在留資格が「永住者(特別永住者を含む)」であれば、(1) 参加資格一アーテーブルのように「学校教育法第1条に規定する学校に在籍」していないてもよいのでしょうか。

A.1 在留資格が「永住者(特別永住者を含む)」の方については、日本国籍を有する方と同様の条件で国体に参加できます。従って、特に(1) 参加資格一アーテーブルの「学校教育法第1条に規定する学校に在籍」していない國体に参加できます。

Q.2 (1) 参加資格一アーテーブルに「参加しようとする当該年以前に前号(イ)の規定に該当していた者」とありますが、大学から来日し、その後日本で就職した外国籍の者は、(1) 参加資格一アーテーブルに該当しないため、参加できないということでしょうか。

A.2 大学から来日し、その後就職された方については、(1) 参加資格一アーテーブルに該当しないため参加できません。なお、外国籍の方の参加条件として、「学校教育法第1条に規定する学校」に1年以上在籍実績(第59回大会以前に在籍していた者はこの限りではない)が必要となります。現在「大学」に在籍する方(在留資格が「留学」等)については、「学校教育法第1条に規定する学校」に1年以上の在籍実績があっても参加できません。

Q.3 現在の在留資格が「家族滞在」、「就学」、「留学」以外なのですが、国体に参加できるでしょうか。

A.3 本資料記載以外の在留資格の方については、本会において、当該の在留資格及び我が国における活動内容等を勘案した上で、参加の可否を決定いたします。所属の都道府県体育協会を通じて、本会へお問合せください。

第64回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明（平成21年3月24日）

項 目	解 釈・説 明	備 考 、 补 足
(1) 参加資格 イ 各競技の選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長と体育協会会長が代表として認め、選抜した者であること。		

Q.1 「各競技の選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長と体育協会会長が代表として認め、選抜した者」とは、どういうことでしょうか。

A.1 国体は都道府県対抗の総合競技会のため、国体の選手及び監督については、当該都道府県の競技団体と体育協会会長が、正式な都道府県代表として責任を持って選抜し、派遣することとなっています。

つまり、国体の選手及び監督となるためには、当該都道府県の競技団体と体育協会会長に認められる必要があります。その選抜方法については、各都道府県、各競技により異なりますので、当該都道府県の競技団体又は体育協会へお問合せください。

なお、所属都道府県については、下記(2)「所属都道府県」において、参加条件を満たす都道府県のうち、いずれかを選択することができます。

第64回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明（平成21年3月24日）

項目	解釈・説明	備考、補足
(1) 参加資格		
ウ 第62回又は第63回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第62回又は第63回大会と異なる都道府県から参加することはできない。	<ul style="list-style-type: none"> 第62回大会とは、平成19年に開催された各季大会 →冬季大会（群馬県、秋田県）／本大会（秋田県） 第63回大会とは、平成20年に開催された各季大会 →冬季大会（長野県）／本大会（大分県） 	
(7) 成年種別		
a 平成20年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者	<ul style="list-style-type: none"> 後記の(2)所属都道府県に示す条件を満たす場合に限る。 学校教育法第134条に規定する「各種学校」のうち、学校教育法第47条及び第56条、並びに学校教育法施行規則第1条を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ※ 条文については、10ページに記載 	
b 結婚又は離婚に係る者	<ul style="list-style-type: none"> 後記の(2)所属都道府県に示す条件を満たす場合に限る。 その法的手続きが、平成20年5月1日から平成21年4月30日の間に完了していなければならない。 ④ 	④ 平成21年4月30日以前から後記の(2)所属都道府県に示す条件を満たしていないよりも、5月1日以降に法的手続きを行った場合は、「結婚又は離婚に係る者」の特例（国内移動選手の制限に抵触しない）を適用できない。
c ふるさと選手制度を活用する者 (別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)	<ul style="list-style-type: none"> 所定の方法により、都道府県大会の参加申込締切日までに「ふるさと」となる都道府県を登録しなければならない。 ⑤ 	⑤ 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育協会に確認すること。
(4) 少年種別		
a 平成20年度に学校教育法第1条に規定する学校を卒業した者	<ul style="list-style-type: none"> 後記の(2)所属都道府県に示す条件を満たす場合に限る。 学校教育法第134条に規定する「各種学校」のうち、学校教育法第47条及び第56条、並びに学校教育法施行規則第1条を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ※ 条文については、10ページに記載 	
b 結婚又は離婚に係る者	<ul style="list-style-type: none"> 後記の(2)所属都道府県に示す条件を満たす場合に限る。 その法的手手続きが、平成20年5月1日から平成21年4月30日の間に完了していなければならない。 ⑥ 	⑥ 平成21年4月30日以前から後記の(2)所属都道府県に示す条件を満たしていないよりも、5月1日以降に法的手続きを行った場合は、「結婚又は離婚に係る者」の特例（国内移動選手の制限に抵触しない）を適用できない。
c 一家転住に係る者 (別記2「一家転住等」に伴う特例措置の考え方による。)	<ul style="list-style-type: none"> 転居先及び転居元都道府県における代表選考状況により、所定の手続きを行わなければならない。 ⑦ 	⑦ 所定の手続きについては、10ページ「別記2「一家転住等」に伴う特例措置の考え方」1-(3)を参照すること。

【成年・少年共通】

Q.1 実業団チームの解散や、転職に伴う住所の移動等、諸事情により、所属の都道府県が変わった場合も、前回参加した都道府県と異なる都道府県から参加する場合は、2大会の間を置かなくてはならないのでしょうか。

A.1 2大会以上の間を置かなければなりません。但し、(1) 参加資格一マーク（ア）もしくは、(1) 参加資格二マーク（イ）に該当する方については、2大会の間を置かなくとも異なる都道府県から参加することができます。

Q.2 平成20年度に「大学院」を修了したが、大学院生は「新卒業者」の対象となるのでしょうか。また、大学を中退した者は「新卒業者」となるのでしょうか。

A.2 国体においては、大学院修了者、及び大学を中退された方については、「新卒業者」の対象としておりません。

なお、第64回大会「新卒業者」の対象は平成20年度（平成20年4月1日以降、平成21年3月31日まで）に卒業された方が対象です。平成19年度以前に卒業された方は対象となりません。

Q.3 「結婚又は離婚に係る者」は、「その法的手手続きが平成21年4月30日以前」であれば、いつでも構わないのですか。

A.3 第64回大会「結婚又は離婚に係る者」の適用対象は、その法的手手続きが平成20年5月1日以降、平成21年4月30日以前に完了した方が対象です。平成20年4月30日以前に手続きをされた方は対象となりません。

【成年のみ】

Q.4 「ふるさと選手制度」を活用したい場合は、どのように手続きをすればよいですか。

A.4 卒業中学校又は卒業高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として選択できます。制度を活用する場合は、都道府県予選会に参加する前に、当該都道府県体育協会へ所定の手続きを行います。但し、ふるさと制度で登録できる都道府県は、卒業中学校又は卒業高等学校所在地のいずれか1都道府県のみで、「ふるさと」として登録した都道府県については、手続き終了後は変更できません。また、原則として、ふるさと制度の活用は、1回につき2年以上連続とし、活用できる回数は2回までとなります。

第64回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明（平成21年3月24日）

項目	解釈・説明	備考、補足
(1) 参加資格		
エ 選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 2種別に参加することはできない。⑧ この項は、都道府県大会、ブロック大会、本大会を通じて適用される。 具体的な選手及び監督の参加人員については、「国体開催基準要項細則 国民体育大会実施競技及び参加人員」に基づく。 	⑧ 例えば、成年男子の選手が同一競技の成年女子種別の監督を兼任することはできない。
オ 前記のほか、選手については次のとおりとする。		
(ア) 参加選手は、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。	<ul style="list-style-type: none"> 冬季大会とは、スケート競技会、アイスホッケー競技会、スキー競技会を指す。 第64回大会において、例えば、冬季大会はスケート競技、本大会は自転車競技に参加することができる。 	
(イ) 回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。	冬季大会、本大会を通じて、同一都道府県からの参加とする。⑨	⑨ 監督についても同様とする。
(ウ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。	選手を派遣する各都道府県体育協会、同競技団体の責任のもと、健康診断を実施すること。	

Q.1-1 私はスケート競技、自転車競技、陸上競技を行っていますが、すべての競技で国体に参加することができますか？

A.1-1 できません。上記(1) 参加資格一オー(ア)「参加選手は、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。」と記載の通り、スケート競技は冬季大会実施競技、自転車競技及び陸上競技は本大会実施競技のため、冬季大会スケート競技へは参加できますが、本大会には、自転車競技または陸上競技のいずれかを選択して参加できます。本大会において、自転車競技と陸上競技の2競技に参加することはできません。
つまり、「冬季大会にスケート競技(1競技)、本大会に自転車競技(1競技)」か、または「冬季大会にスケート競技(1競技)、本大会に陸上競技(1競技)」のいずれかとなります。

Q.1-2 第64回冬季大会にスケート競技、第64回本大会に自転車競技に参加する場合、スケート競技へはA県から参加し、自転車競技へはB県から参加はできますか？

A.1-2 できません。上記(1) 参加資格一オー(イ)「回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。」と記載の通り、第64回冬季大会及び本大会は同一の都道府県からのみ参加できます。
つまり、スケート競技及び自転車競技に参加する場合は、都道府県予選会から含めて、両競技ともA県から、または両競技ともB県からの参加となります。

Q.2 ゴルフ競技でA県及びB県の予選会に参加し、本大会にはどちらかを選択して参加することはできますか？

A.2 できません。上記(1) 参加資格一オー(イ)「回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。」と記載の通り、予選会から含めて1都道府県からのみ参加することができます。

Q.3 ホッケー競技において、成年男子の選手としてブロック大会に参加したが敗退した。本大会で少年男子の監督として参加することはできますか？

A.3 できません。上記(1) 参加資格一エ「選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る。」と記載の意味は、都道府県予選会、ブロック大会、本大会の段階を問いません。

第64回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明（平成21年3月24日）

項目	解釈・説明	備考、補足
(1) 参加資格		
<p>オ 前記のほか、選手については次のとおりとする。</p> <p>(イ) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県大会 ⑩ 都道府県大会の開催方法等(選抜方法、選考基準等)については、当該都道府県体育協会及び競技団体で決定し、都道府県大会実施要項等に明示するなど、事前に関係者に対し、周知徹底を図った上で代表を選考すること。 ・ ブロック大会 ⑩、⑪ 本大会にストレートで参加できる競技種別、種目を除き各都道府県の代表は、都道府県大会により選考した代表をもってブロック大会に参加し、これを通過しなければならない。 	<p>⑩ 都道府県大会及びブロック大会の免除 本会国体委員会が決定した予選会免除対象大会に参加する代表選手については、当該競技の予選会に参加しなくとも、当該年に限り、都道府県代表選手として本大会へ出場できる。 ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。 また、都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県内で協議の上、周知徹底を図ること。</p> <p>⑪ ブロック大会における本大会参加枠の考え方 ブロック大会を経て本大会へ出場する都道府県を決定する競技種目・種別は、「都道府県」が本大会への出場権を獲得したものであり、「個人」が獲得したものではない。したがって、本大会にはブロック大会に参加した者に代えて、都道府県大会の同一種別に参加した者を参加させることができます。</p>
(オ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならぬ。		

Q.1 都道府県大会とブロック大会に、必ず参加しないと本大会に参加できないのでしょうか。ブロック大会で怪我をした選手の代わりに本大会に参加できないのでしょうか。

A.1 原則として、都道府県大会については、競技会、選考会、推薦制度等、当該都道府県競技団体が定めた都道府県代表となるための予選(手続き)に必ず参加しなくてはなりません。
しかし、団体競技におけるブロック大会から本大会への出場権については、当該都道府県が獲得したものであることから、傷病等の諸事情により、交代して参加することは可能です。
但し、交代する方は、同一種別の都道府県大会に参加していることが条件となります。

Q.2 予選会の免除があると聞きましたが。

A.2 本会が免除対象大会として認めたオリンピック等の国際大会代表選手については、予選会免除対象者として取り扱うことができます。
免除対象大会については、各競技により異なりますので、免除対象の大会名、選手の選抜方法等については、所属都道府県体育協会又は当該競技団体にお問合せください。

第64回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明（平成21年3月24日）

項 目	解 釈・説 明	備 考 、 表 足
(2) 所属都道府県		
所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。		
ア 成年種別		
(イ) 居住地を示す現住所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所を有し、しかも日常生活をしている所を指す。⑫ ・ 平成21年4月30日以前から本大会参加時まで引き続き この2つの条件を満たしていること ⑬ 	⑫ 「住所を有し」とは、当該都道府県へ住所に関する届け出あるいは外国人登録をしていることをいう。 ⑬ 「本大会参加時」とは本大会終了時（平成21年10月6日）を指す。
(ロ) 勤務地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年4月30日以前から本大会参加時まで引き続き、雇用者と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。⑭ 	⑭ 「本大会参加時」とは本大会終了時（平成21年10月6日）を指す。
(ハ) ふるさと (別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の方法により、「ふるさと」を登録しなければならない。⑮ 	⑮ 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育協会に確認すること。
※ 上記に属する所属都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、のいずれかから参加する場合は、平成21年4月30日以前から本大会参加時まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、又は勤務していなければならぬ。ただし、次の者はこの限りではない。 ・成年種別の選手が属する都道府県として「ふるさと」を選択する場合		

- Q.1 「居住地を示す現住所」について、現在、20歳の大学生で、実際に住んでいる場所は学校所在地のA県ですが、住民登録（住民票）はB県です。A県とB県のどちらからでも参加できるでしょうか。
A.1 A県、B県とも「居住地を示す現住所」としての条件を満たしておらず、どちらからも参加することはできません。「居住地を示す現住所」の条件は、当該大会開催年4月30日以前より本大会参加時まで引き続き、住民登録等による住所を有し、なつかつ、実際に日常生活をしている場所となります。
- Q.2 私はA県にある大学に通学する学生で、「居住地を示す現住所」はB県です。この場合、大学の所在するA県から参加することができますか。
A.2 「大学の所在地」を根拠として、A県から参加することはできません。
大学生を含む成年種別の所属都道府県は上記のとおり、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」のいずれかを満たす都道府県です。
「大学の所在地」は所属都道府県の条件に当てはまりません。
- Q.3 私はA県に本社所在地を置く会社に所属していますが、実際の勤務先は支社所在地のB県です。「勤務地」とは、所属会社の本社所在地であるA県ですか、それとも、実際の勤務先である支社所在地のB県ですか。
A.3 実際の勤務先であるB県です。「勤務地」の解釈は、当該大会開催年4月30日以前より本大会参加時まで引き続き、雇用者と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地となります。
- Q.4 国体には、上記(2)所属都道府県の条件を満たせば、どの都道府県から参加してもよいのでしょうか。
A.4 上記(2)所属都道府県の条件を満たす都道府県のいずれか1都道府県から参加することができます。なお、冬季大会及び本大会にはそれぞれ1競技に限り参加できますが、回数を同じくする大会において、都道府県の予選会を含めて、異なる都道府県から参加することはできません。【上記(1) 参加資格一オ参照】
また、前回出場大会と異なる都道府県から参加する場合には、原則として都道府県予選会を含めて2大会以上の間を置かなくてはなりません。【上記(1) 参加資格一ウ参照】
- Q.5 上記(2)所属都道府県一オ(ウ)に記載されている成年種別年齢域（当該大会開催年4月1日時点で18歳以上）選手の「ふるさと」とは、どういう内容ですか。
A.5 卒業中学校又は卒業高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として、所属都道府県を選択できる制度です。詳細は、下記「別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】」をご参照ください。

第64回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明（平成21年3月24日）

項目	解釈・説明	備考、補足
(2) 所属都道府県		
イ 少年種別		
(7) 居住地を示す現住所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所を有し、しかも日常生活をしている所を指す。⑯ ・ 平成21年4月30日以前から本大会参加時まで引き続き この2つの条件を満たしていること ⑰ 	⑯ 「住所を有し」とは、当該都道府県へ住所に関する届け出あるいは外国人登録をしていることをいう。 ⑰ 「本大会参加時」とは本大会終了時（平成21年10月6日）を指す。
(1) 学校教育法第1条に規定する学校の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年4月30日以前から本大会参加時まで引き続き通学している学校の所在地を指す。⑯ ・ 学校教育法第134条に規定する「各種学校」のうち、学校教育法第47条及び第56条、並びに学校教育法施行規則第1条を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ※ 条文については、10ページに記載 ・ 下記の者は学校所在地から参加することはできない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 休学中の者 (2) 通信による教育を行う課程に学んでいる者 (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者 	⑯ 全日制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「学校所在地」のいずれかから参加できる。（「勤務地」の所属選択はできない。） ⑰ 定時制の課程に在籍する生徒は、「居住地」、「学校所在地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。 ※ 通信制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。（「学校所在地」の所属選択はできない。）
(4) 勤務地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年4月30日以前から本大会参加時まで引き続き、雇用者と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。⑯ 	⑯ 「本大会参加時」とは本大会終了時（平成21年10月6日）を指す。
※ 上記に属する所属都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、平成21年4月30日以前から本大会参加時まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していかなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。 ・少年種別の選手が「一家転住」した場合		

Q.1 少年種別における「居住地を示す現住所」及び「勤務地」と成年種別における「居住地を示す現住所」及び「勤務地」はその解釈が異なりますか。

A.1 異りません、同一です。

Q.2 「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」としての条件を教えてください。

A.2 当該大会開催年4月30日以前より本大会参加時まで引き続き、通学している学校（学校教育法第1条に規定する学校）の所在地です。但し、次の者は学校所在地より出場することはできません。

(1) 休学中の者 / (2) 通信による教育を行う課程に学んでいる者 / (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者

また、国体における所属都道府県としての「学校教育法第1条に規定する学校」の解釈は、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校を指します。

なお、「学校教育法第134条」に規定する「各種学校」のうち「学校教育法第47条」、「学校教育法第56条」、並びに「学校教育法施行規則第1条」（「中学校設置基準」及び「高等学校設置基準」を含む）を満たす学校については、学校教育法第1条に規定する学校と同様に扱うものとします。（10ページ参照）

第64回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明（平成21年3月24日）

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
(3) 選手の年齢基準		
ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。		
(イ) 成年種別に参加する者は、平成3年4月1日以前に生まれた者とする。 (カ) 少年種別に参加する者は、平成6年4月1日以前に生まれた者から平成3年4月2日以後に生まれた者とする。 (カ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成21年4月1日を基準とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・選手の参加資格及び所属都道府県については、競技ごとに定める種別の年齢区分に関わりなく、左記の年齢基準(ア)及び(イ)の区分に基づくものとする。⑩ ・高校生、高等専門学校生であっても少年の種別の年齢域を越えた者は成年の種別に参加することとなる。 (例)高校定期制4年生、高専4年生以上等は成年の種別に参加する。 	
イ (財)日本体育協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・第64回大会において中学3年生が参加できる競技は次の通り。 陸上、水泳（競泳、飛込、シケ叶イズド）、サッカー、スキー、テニス、体操（競技）、セーリング、ソフトテニス、卓球、馬術、フェンシング、山岳、カヌー、アーチェリー、ボウリング、ゴルフ 	<ul style="list-style-type: none"> ⑪ 平成3年4月1日以前に生まれた者は、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」のいずれかの参加資格を満たす都道府県より参加するものとする。 ⑫ 平成3年4月2日以降に生まれた者は、「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「勤務地」のうちいずれかの参加資格を満たす都道府県より参加するものとする。 ・サッカー成年男子種別、サッカー女子種別、カヌーWWC成年種別、カヌーCSL成年種別、ゴルフ女子種別に参加する者のうち、平成3年4月2日以降に生まれた者は、少年種別年齢域の参加資格を適用する。
(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、(財)日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、(財)日本体育協会がその可否を決定する。		

- Q. 1 私は高校を1年間留年して、現在19歳の高校生です。私が国体に参加するにあたっては、成年種別ですか、それとも少年種別ですか。
A. 1 成年種別からの参加となり、学校の所在地は選択できません。国体においては、年齢のみを基準として、成年あるいは少年の種別を区分しています。
- Q. 2 サッカーの男子については、17歳（当該年1月1日現在）を基準として少年種別と成年種別を区分しています。また、サッカーとゴルフの女子種別は、成年と少年の区分がありません。所属都道府県の考え方・条件はどうなりますか。
A. 2 上記（3）選手の年齢基準一ア（ウ）に記載の通り、「年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成21年4月1日を基準」としているため、所属都道府県の種別区分も年齢に基づいて区分しています。つまり、サッカー成年男子及び女子種別、またゴルフの女子種別のいずれにおいても、「平成6年4月1日以前に生まれた者から平成3年4月2日以後に生まれた者」は少年種別の所属都道府県の条件（「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、「勤務地」）となり、「平成3年4月1日以前に生まれた者」は、成年種別の所属都道府県の条件（「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」）となります。
- Q. 3 上記（3）選手の年齢基準一イの解釈・説明に記載されている競技以外では、中学3年生は参加できないのでしょうか。
A. 3 できません。中学3年生が参加できる競技については、本会において当該競技の普及・実施状況、安全面等を確認し、国民体育大会関係機関・団体との合意を得てから、決定することとなっております。
- Q. 4 上記（4）「前記の各事項に疑義のあるときは、(財)日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、(財)日本体育協会がその可否を決定する。」とありますが、疑義が生じた場合、自分の参加資格を確認するためには、どこへ問合せをしたらよいでしょうか。
A. 4 詳細について確認したい場合には、まずは所属の都道府県体育協会にお問い合わせください。都道府県体育協会において判断できない場合には、所属の都道府県体育協会を通じて本会へご確認ください。

第64回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明（平成21年3月24日）

項目	解釈・説明	備考、補足
別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】		
(1) 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項【本則第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）】に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。 ア 居住地を示す現住所 イ 勤務地 ウ ふるさと	<ul style="list-style-type: none"> 本制度は、監督として参加する者（ただし、選手を兼任する者は除く）には適用されない。 ここでいう「成年種別」とは、実施要項総則5-(3)-ア（平成3年4月1日以前に生まれた者）に該当する者とする。 	
(2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。	<ul style="list-style-type: none"> 「卒業中学校」、「卒業高等学校」は第1条校であること。ただし、学校教育法第134条に規定する「各種学校」のうち、学校教育法第47条及び第56条、並びに学校教育法施行規則第1条を満たす学校については、第1条校と同様に扱うものとする。 ※ 条文については、10ページに記載 下記の者はその学校所在地を「ふるさと」として参加することはできない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 高等専門学校を卒業した者 (2) 通信による教育を行う課程を卒業した者 (3) 高等学校の専攻科、別科を卒業した者 	
(3) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県大会へ参加する前に所定の手続きを終えていること。 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育協会に確認すること。 	
(4) 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-(1)-(3)（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。		
(5) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。		
(6) 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申し込み締切期日までに、(財)日本体育協会宛に提出する。		※ 参加申込システムのチェック機能の関係上、参加申込ファイルのアップロードに先立ち「ふるさとファイル」をアップロードすること。

Q. 1 ふるさと選手制度は、監督には適用されないのでしょうか。

A. 1 監督には適用されません。但し、「選手兼任監督」の方については、選手として扱われることとなるため、本制度が適用されます。

Q. 2 ふるさと登録の条件として、「卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地」となっていますが、A中学校に入学し、その後B中学校へ転校し卒業した場合、A中学校とB中学校のいずれも選択できますか。

A. 2 できません。卒業学校のみが対象となるため、A中学校所在地の都道府県をふるさととして選択することはできません。卒業学校であるB中学校所在地の都道府県がふるさと登録の対象となります。

Q. 3 A中学校を卒業し、B高等学校へ進学したが、B高等学校は中退した。B高等学校をふるさととして登録できるでしょうか。

A. 3 できません。B高等学校を卒業していないので、B高等学校所在地の都道府県をふるさととして登録できません。なお、A中学校は卒業しているので、A中学校所在地の都道府県はふるさととして登録できます。

Q. 4 ふるさとを登録して都道府県予選会に参加を申込んだが、競技当日に体調を崩し、予選会に参加できなかった。この場合は、ふるさと選手制度の活用はなかったものとしてカウントされますか。

A. 4 国体においては、参加申込が受理された時点で参加と見なします。この場合は、当日に参加はできなかったものの、参加申込が受理されているため、参加と見なし、ふるさと制度の活用としてカウントされます。

Q. 5 ふるさと選手制度を活用するときは、前回参加都道府県がどこであっても、2大会の間を置かずとも、ふるさとの都道府県から参加できますが、ふるさと選手制度の活用をやめて、居住地を示す現住所から参加する場合は、2大会の間を置かなくてはならないのでしょうか。

A. 5 ふるさと選手制度を2年以上連続して活用した場合は、2大会の間を置かなくとも、ふるさと以外の「居住地を示す現住所」または「勤務地」から参加することができます。但し、2年以上連続して活用していない場合は、ふるさとの都道府県以外から参加することはできません。（上記(1) 参加資格一覧（ア）成年種別のa及びbに該当する場合を除く。）

Q. 6 ふるさと選手制度を大学4年時に活用して国体に参加したが、次年度に大学を卒業した場合「新卒業者」としてふるさと都道府県以外から参加できるのでしょうか。

A. 6 できます。2大会の間を置かなくとも良い例外適用として「新卒業者」とあります。但し、ふるさと選手制度の活用回数を1回としてカウントし、次回活用時には2回目としてカウントされます。（※ 活用できる回数は2回まで）

Q. 7 ふるさとは毎年手続きをしなくてはならないのですか。

A. 7 ふるさと選手制度を活用する場合は、毎年の手続きが必要です。活用初年は登録申請、2年目以降は使用申請が必要となります。

第64回国民体育大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明（平成21年3月24日）

項目	解釈・説明	備考、補足
別記2【「一家転住等」に伴う特例措置の考え方】		
転校への特例		
1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③)に抵触しないものとする。		
(1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。	・ここでいう「少年種別」とは実施要項総則5-(3)-イ(平成3年4月2日以降に生まれた者)に該当する者とする。	
(2) 本特例を受けることができる者は、一家転住等やむをえない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。 ア 親の転勤による一家の転居 イ 親の結婚、離婚による一家の転居 ウ 上記以外に、やむをえない理由による一家の転居		
(3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。 ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。 イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。	・ここでいう「転居元」とは、転居前に属していた(大会に参加した)都道府県のことである。 ・ここでいう「転居先」とは、転居後における「居住地を示す現住所」、「学校教育法第1条に規定する学校の所在地」、もしくは「勤務地」の属するいざれかの都道府県のことである。	
2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下の通りとする。		
(1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。 ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合 イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合 ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合		
(2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。 ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合		

Q.1 一家転住の特例は成年種別には適用されないですか。

A.1 適用されません。少年種別のみが対象です。本特例の趣旨は、扶養者の事情等によるやむを得ない都道府県の移動に対する配慮からなるものです。

Q.2 別記2－(3)－イ「親の結婚、離婚による一家の転居」とありますが、離婚を前提とした別居に伴う都道府県の移動に対しては、本特例の対象として見なされますか。

A.2 別居は本特例の対象となりません。親の結婚、離婚による一家の転居（都道府県の移動）については、公的に結婚、離婚の手続きが行われていることを前提として適用します。

Q.3 別記2－(3)－ウ「上記以外、やむをえない理由による一家の転居」とありますが、「やむをえない理由」とは何ですか。

A.3 やむをえない理由とは、当該選手の意思に関係なく、その扶養者等に起因する何らかの理由です。特に具体的な事例を定めておらず、そのケースごとに本会が内容を確認します。

(注) ①公開競技についても上記の取扱いに準じる。

②上記に示すその他、競技によっては更に限定する場合があるので、各競技別実施要項が決定後、当該競技要項を参照のこと。

【参考】

学校教育法第一条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

学校教育法第一三四条

第一条に掲げるものの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第一二四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、これを各種学校とする。

学校教育法第四七条

中学校の修業年限は、三年とする。

学校教育法第五六条

高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

学校教育法施行規則第一条

学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

第 64 回国民体育大会(新潟県)

「実施要項総則第 5 項（2）所属都道府県」選択における事例

(平成 21 年 3 月 24 日)

● 実施要項総則第 5 項 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

(1) 参加資格

ウ. 第 62 回又は第 63 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第 62 回又は第 63 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

- a 平成 20 年度に学校教育法第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

(イ) 少年種別

- a 平成 20 年度に学校教育法第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記 2「一家転住等」に伴う特例措置の考え方による。）

凡例

「—」……不参加

「×」……第 62 回又は第 63 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

【基本】

	62 回大会 平成 19 年度	63 回大会 平成 20 年度	64 回大会 平成 21 年度	65 回大会 平成 22 年度	66 回大会 平成 23 年度
A 選手	東京都 (居住地)	×	×	千葉県 (勤務地)	千葉県 (勤務地)

【事例 1：新卒業者】

	62 回大会 平成 19 年度	63 回大会 平成 20 年度	64 回大会 平成 21 年度	65 回大会 平成 22 年度	66 回大会 平成 23 年度
B 選手	秋田県 (居住地) [大学 3 年]	秋田県 (居住地) [大学 4 年] H20.3 月卒業	新潟県 (居住地) 「新卒業者」 適用	新潟県 (居住地)	新潟県 (居住地)
C 選手	東京都 (居住地) [大学 4 年] H19.3 月卒業	大分県 (居住地) 「新卒業者」適用	— (大分県)	大分県 (居住地)	大分県 (居住地)
D 選手	東京都 (居住地) [大学 4 年] H19.3 月卒業	— 「新卒業者」適用期間 (東京都→新潟県へ転居)	× (新潟県)	新潟県 (居住地)	新潟県 (居住地)

本大会[平成 21 年（平成 21 年度）]：

平成 20 年 4 月 1 日以降、平成 21 年 3 月 31 日までに卒業した者

〔参考〕第 64 回大会冬季大会[平成 21 年（平成 20 年度）]：

平成 19 年 4 月 1 日以降、平成 20 年 3 月 31 日までに卒業した者

※D 選手の事例：

D 選手は、「新卒業者」の適用対象となる大会(予選会を含む 63 回大会)に参加しなかったため、「新卒業者」の適用対象外となり、64 回大会については、前回参加した都道府県(62 回大会：東京都)と異なる都道府県から参加することができない。

【事例 2：結婚又は離婚に係る者】

	62回大会	63回大会	64回大会	65回大会	66回大会
E選手	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地) 大会後結婚	新潟県 (居住地)「結婚」適用	新潟県 (居住地)	新潟県 (居住地)
F選手	東京都 (勤務地)	— (東京都) 大会後結婚	新潟県 (居住地)「結婚」適用	新潟県 (居住地)	新潟県 (居住地)
G選手	東京都 (勤務地) 大会後離婚	大分県 (居住地)「離婚」適用	—	大分県 (居住地)	大分県 (居住地)
H選手	東京都 (勤務地) 大会後結婚	大分県 (居住地)「結婚」適用 大会後離婚	新潟県 (居住地)「離婚」適用	新潟県 (居住地)	新潟県 (居住地)
I選手	東京都 (勤務地) 大会後結婚	— 「結婚」適用期間 (東京都→新潟県へ転居)	×	新潟県 (居住地)	新潟県 (居住地)

本大会[平成 21 年 (平成 21 年度)]：

平成 20 年 5 月 1 日以降、平成 21 年 4 月 30 日までに手続きを完了した者

[参考]第 64 回大会冬季大会[平成 21 年 (平成 20 年度)]：

平成 20 年 5 月 1 日以降、平成 21 年 4 月 30 日までに手続きを完了した者

※ I 選手の事例：

I 選手については、「結婚又は離婚に係る者」の適用対象となる大会(予選会を含む 63 回大会)に参加しなかったため、「結婚又は離婚に係る者」の適用対象外となり、64 回大会については、前回参加した都道府県(62 回大会：東京都)と異なる都道府県から参加することができない。

【事例 3：一家転住等に係る者】

	62回大会[高 1]	63回大会[高 2]	64回大会[高 3]	65回大会	66回大会
J選手	東京都 (学校所在地)	— (東京都) 大会後一家転住 (東京都→大分県へ転居)	大分県 (学校所在地) 「一家転住」適用	大分県 (居住地)	大分県 (居住地)
K選手	東京都 (学校所在地)	東京都 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都→新潟県へ転居)	新潟県 (学校所在地) 「一家転住」適用 H21 3月卒業	新潟県 (居住地) 新卒業者 適用	新潟県 (居住地)
L選手	東京都 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都→新潟県へ転居)	— (新潟県) 「一家転住」 適用期間	×	新潟県 (居住地)	新潟県 (居住地)

本大会[平成 21 年 (平成 21 年度)]：

平成 20 年 4 月 1 日以降、当該大会都道府県予選会までに手続きを完了した者

[参考]冬季大会[平成 21 年 (平成 20 年度)]：

平成 20 年 1 月 1 日以降、当該大会都道府県予選会までに手続きを完了した者

※ L 選手の事例：

L 選手については、「一家転住に係る者」の適用対象となる大会(予選会を含む 63 回大会)に参加しなかったため、「一家転住に係る者」の適用対象外となり、64 回大会については、前回参加した都道府県(62 回大会：東京都)と異なる都道府県から参加することができない。

【事例 3 準則：「一家転住等に伴う特例措置」に係る参加可能都道府県について】

本特例措置の適用にあたり、参加することができる都道府県は下表のとおり

		転居先都道府県		
		代表選考前	代表選考中	代表決定後
転居元都道府県	代表選考前	転居先 ②	転居先（転居元） ② ※1	転居元 ①
	代表選考中	転居元 ③	転居元 ③	転居元 ①
	代表決定後	転居元 ④	転居元 ④	転居元 ①
	選考敗退 ※2	×	×	×

(解説)

- ①転居先都道府県の代表が既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ②転居元都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合は、転居先都道府県から参加することができる。※1
- ③当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程にある場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ④当該参加者が、転居元都道府県の代表として既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。

- ※1 転居先都道府県において代表選考が進行しており、当該参加者が転居先都道府県の代表選考対象とならない場合には、転居元都道府県より参加することができる。
- ※2 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程において既に敗退していた場合には、転居先都道府県の代表選考状況にかかわらず、国体に参加することはできない。

【事例4：ふるさと選手制度を活用する者】

	62回大会 平成19年度	63回大会 平成20年度	64回大会 平成21年度	65回大会 平成22年度	66回大会 平成23年度	67回大会 平成23年度
M選手	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	新潟県 ふるさと	新潟県 ふるさと	埼玉県 (居住地)	埼玉県 (居住地)
N選手	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	新潟県 ふるさと	新潟県 ふるさと	新潟県 ふるさと	新潟県 ふるさと
O選手	埼玉県 (居住地)	秋田県 ふるさと (1回目①)	秋田県 ふるさと (1回目②)	新潟県 (勤務地)	秋田県 ふるさと (2回目①)	秋田県 ふるさと (2回目②)
P選手	埼玉県 (居住地)	秋田県 ふるさと (1回目①)	新潟県 新卒業者* (勤務地)	新潟県 (勤務地)	新潟県 (勤務地)	秋田県 ふるさと (2回目①)
Q選手	秋田県 ふるさと (1回目①)	—	秋田県 ふるさと (1回目②)	秋田県 ふるさと (1回目③)	秋田県 ふるさと (1回目④)	千葉県 (勤務地)
R選手	秋田県 ふるさと (1回目①)	—	秋田県 ふるさと (1回目②)	—	秋田県 ふるさと (1回目③)	千葉県 (勤務地)
S選手	秋田県 ふるさと (1回目①)	—	—	秋田県 ふるさと (2回目①)	秋田県 ふるさと (2回目②)	千葉県 (勤務地)
T選手	秋田県 ふるさと (1回目①)	—	—	秋田県 ふるさと (2回目①)	—	秋田県 ふるさと (2回目②)

各季大会ごと、当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者

(例)1回目①=1回目活用の1年目 1回目②=1回目活用の2年目
2回目①=2回目活用の1年目 2回目②=2回目活用の2年目

※ P選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として2年以上連続して活用しなくてはならないが、「新卒業者」、「結婚又は離婚に係る者」の例外適用(2大会以上の間を置かなくとも前回出場の都道府県と異なる都道府県から参加できる)は、ふるさと選手制度の「2年以上連続して活用」という条件に優先して適用される。

ただし、62回大会の「ふるさと」活用は1回目の活用と数え、残りの活用回数は1回とする。

※Q～T選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として1回につき2年以上連続して活用しなくてはならないが、2年目の活用時(事例では63回大会)に国体に不参加となった場合、その次回大会(事例では64回大会)に「ふるさと」を選択し国体に参加すれば、1回目の継続活用となる(Q選手、R選手)。ただし、64回大会では「ふるさと」のみ選択可能で、「居住地を示す現住所」、「勤務地」を選択することはできない。

また、1回のふるさと選手制度活用の際に、連続して2大会以上不参加となった場合、1回の活用は終了となる(S選手、T選手)。

【事例4補足：1大会以上の間隔をおいて開催される競技会での「ふるさと選手制度」活用の考え方について】

考え方

- ・ 1大会以上の間隔をおいて開催される競技会での「ふるさと選手制度」活用回数のカウント方法については、前回開催された大会(例：ビーチバレーは第61回大会)で「ふるさと選手制度」を活用し、その次に開催される大会(例：ビーチバレーは第64回大会)で再び活用する場合、連続した同一回の活用としてカウントする。

事例

- ・ 第64回大会において実施するビーチバレーは、第61回大会以来3年ぶりの実施となる。
- ・ 次の(1)～(3)全てに該当する場合、「ふるさと選手制度」の活用は同一回の継続としてカウントする。
 - (1) 第61回大会で「ふるさと選手制度」を活用して参加している
 - (2) 第64回大会で「ふるさと選手制度」を活用して参加する
 - (3) 第62回大会、第63回大会は不参加(他競技、他の都道府県も含む)

第61回大会 兵庫国体	第62回大会 秋田国体	第63回大会 大分国体	第64回大会 新潟国体
A県 ふるさと 1回目①	不参加 (ビーチバレー 実施せず)	不参加 (ビーチバレー 実施せず)	A県 ふるさと 1回目②